

ぎふ木育コーディネーター設置要領

令和7年3月12日 森活第758号林政部長通知

(趣旨)

第1条 この要領は、ぎふ木育30年ビジョンに基づき、森や木に親しみ、学び、行動する人を育てる「ぎふ木育」の推進体制の強化を目的として、地域におけるぎふ木育活動の中心となる「ぎふ木育コーディネーター」(以下「コーディネーター」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「コーディネーター」とは、「ぎふ木育」に関する幅広い知識を有し、「ぎふ木育」の指導者や関連施設に対する助言を行い、地域における「ぎふ木育」の総合調整を行う者とする。

2 この要領において、「地域」とは、圏域又は農林事務所管内とする。

(委嘱)

第3条 知事は、次の各号に定める事項をすべて満たし、地域における「ぎふ木育」を積極的に行う意思のある者をコーディネーターとして委嘱する。

(1) ぎふ木育地域連絡会議からの推薦があること

(2) コーディネーターとしてふさわしい知識と技術を有し、第6条に規定する業務を継続的に行うことができると県が認める者であること

(3) 県民を対象とした「ぎふ木育」の取組みについて、自ら企画・運営を行った実績があること

2 知事の委嘱を受ける者は、承諾書(別記第1号様式)を知事へ提出するものとする。

3 知事は、承諾書を提出した者に対し、委嘱状(別記第2号様式)及びぎふ木育コーディネーター証(別記第3号様式)を交付する。

(委嘱期間)

第4条 委嘱期間は、2年以内とする。なお、再委嘱することを妨げない。

(解嘱)

第5条 知事は、コーディネーターの業務を委嘱された者が、次の各号のいずれかに該当する場合には委嘱期間中であっても解嘱することができる。

(1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(2) コーディネーターとしてふさわしくない行為のあったとき

(3) コーディネーターから、解嘱の申し出があったとき

(業務)

第6条 コーディネーターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 「ぎふ木育」の指導者や「ぎふ木遊館サテライト施設」等に対する助言
- (2) 「ぎふ木育」に関する人材の交流促進
- (3) 「ぎふ木育」に係る人材の育成
- (4) 「ぎふ木育」に新たに取り組む施設への提案及び指導者の派遣の調整
- (5) 前各号に定めるもののほか、「ぎふ木育」の推進に係る業務

(業務報告)

第7条 コーディネーターは、3月15日までに当該年度の活動報告書(別記第4号様式)を知事へ提出するものとする。ただし、委託業務等により実施する場合は、その実施報告書をもって活動報告書の提出に代えられるものとする。

(身分証明書の携帯)

第8条 コーディネーターは、業務を遂行するときは、ぎふ木育コーディネーター証を携帯しなければならない。

2 コーディネーターは、委嘱期間が満了した場合又は第5条に基づき解嘱された場合、速やかにぎふ木育コーディネーター証を県に返納しなければならない。

(守秘義務)

第9条

コーディネーターは、業務上知り得た団体及び個人情報等を他に漏らし、又は自己の利益のために使用できない。また、委嘱期間が満了し、又は解職された後においても同様とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月12日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

承 諾 書

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

ぎふ木育コーディネーターに就任することを承諾します。

第 号

委 嘱 状

〇〇〇〇 様

あなたを、〇〇（地域）の「ぎふ木育推進コーディネーター」として委嘱します。

委嘱期間は、 年 月 日までとします。

年 月 日

岐阜県知事

別記第3号様式（第3条関係）

（表 面）

写真 3.0cm×2.4cm (承諾書提出日の6ヵ月以内に 撮影した正面、上半身、無帽 のもの)	第 号 ○○（地域）
	ぎふ木育コーディネーター証
	氏 名
	生年月日
	住 所
年 月 日発行	
年 月 日まで有効	
	岐阜県知事 印

（裏 面）

注意事項
1 この証は、他人に貸与してはならない。
2 知事印のないものは無効である。
3 ぎふ木育コーディネーターとして業務に従事するときは、この証を携帯しなければならない。
4 忘失したときは、知事に届け出ること。

別記第4号様式（第7条関係）

年 月 日

岐阜県林政部森林活用推進課長 様

年度ぎふ木育コーディネーター活動報告書

次のとおり活動を行いましたので、報告します。

日 時	場 所	業 務 内 容 (対象者、人数、実施内容等を記入)	課 題 ・ 反 省 点 等	備 考